

⑭ 消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し

- ・消防団協力事務所の認定状況に係る主観点を希望する場合は提出してください。
- ・資格審査申請日現在において、小千谷市の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている当該主観点希望者は、~~消防団協力事業所認定状況確認書~~消防団協力事業所表示制度認定証明書の写しを提出してください。(消防団協力事業所認定「有」と認められた場合は主観点を10点付与します。)

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑪の※にあるとおりです。

⑮ インターンシップ等の受入れに関する証明書【第14号様式】

- ・就業体験(インターンシップ)又は職場実習(デュアルシステム)に関する機会の提供状況に係る主観点を希望する場合は提出してください。
- ・平成30年2月1日から令和2年1月31日の間に、高校生以上の生徒・学生(専門学校)の生徒・学生を含む)を対象とした、就業体験(インターンシップ)又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習(デュアルシステム)の受入れを、小千谷市内の営業所で行った当該主観点希望者は、学校等が発行するインターンシップ等の受入れに関する証明書を提出してください。(就業体験又は職場実習に関する機会の提供「有」と認められた場合は、主観点を10点付与します。)

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑪の※にあるとおりです。

⑯ 若年者雇用状況申告書【第15号様式】

- ・若年者の雇用状況に係る主観点を希望する場合は提出してください。
- ・平成28年2月1日から令和2年1月31日の間に小千谷市内の営業所で若年者(採用時35歳未満の者をいいます。以下同じです。)を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用(*)し、かつ、当該者を資格審査申請日まで継続して雇用し、かつ、当該者が資格審査申請日現在において小千谷市内の営業所に勤務している若年者雇用に係る主観点希望者は、若年者雇用状況申告書を提出し、下記の書類を提出してください。(若年者雇用「有」と認められた場合は主観点を10点((1)当該者が技術者又は技能労働者の場合：追加で5点。(2)当該者が小千谷市に住所を有する場合：追加で5点。合わせて最大20点)を付与します。)

* 「雇用期間の定めのない職員」とは、パートタイマー、アルバイト、日雇い等を除く正規職員が該当します。

「小千谷市内の営業所で若年者を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用」とは、若年者を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用し、採用日(採用通知日ではありません。)現在において、小千谷市内の営業所に勤務していることをいいます。(採用を行った者は小千谷内の営業所でなくても構いません。)

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑪の※にあるとおりです。

<提出資料>

- ・「若年者雇用状況申告書」に以下の書類((1)～(3)はいずれか1つ、(4)～(6))